

〇〇（都道府）県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（参考例）（案）

（設置の目的）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に基づく制度の円滑な運用及び福祉・介護人材の確保を図るため、〇〇（都道府）県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける障害者自立支援対策臨時特例交付金の額とする。（注）

（注） その他以下のような案も考えられる。

~~案1 基金の額は、△△円とする。~~

案1~~2~~ 基金の額は、予算で定める額とする。

案2~~3~~ 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が、事業者に対する運営の安定化等を図る激変緩和措置のための事業、新法への移行等のための円滑な実施を図る緊急的な経過措置のための事業、福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置のための事業、その他の障害者自立支援法の円滑な運用及び福祉・介護人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる~~を図るために実施する緊急的な事業~~のための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成二十四三十一年三月三十一日まで対象となる第六条の事業の実施に基づく精算に係る日までに限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。